

令和8年度（上期）
沼津市建設発生土処理施設一覧表

令和8年4月20日
沼津市

【留意事項】

- ・ 本一覧表は、建設発生土の適正な処理、公平性・透明性の確保、県民への情報公開等の観点から、**県内**の処理施設を公表するものです。
- ・ 本一覧表は、原則4月（上期）と10月（下期）の年2回改定します。ただし、掲載施設の追加、削除、受入条件の変更等があった場合は、その他の月に改定する場合があります。
- ・ 施設種類の「処分場（有効利用）」に該当する施設は、「採石場、砂利採取跡地等復旧」又は「農地を盛土により改善し、農地として利用予定」など建設発生土を有効利用する処分場です。
- ・ 登録ストックヤード欄の「○」は、中部地方整備局のホームページ内で公表されている「ストックヤード運営事業者登録簿（中部ブロック令和6年7月12日現在）」を参考に入力しております。
- ・ 登録ストックヤードは、搬入された建設発生土の適正処理に資するため、適正処理の観点で一定の要件を満たすストックヤード運営事業者を国土交通省に登録する制度です。
- ・ 中間処理場を指定処分先とする場合は、当該土砂の最終搬出先を中間処理業者に確認する必要があります。ただし、令和5年5月から開始されたストックヤード運営事業者登録制度により登録されたストックヤードに搬出する場合は、登録ストックヤード事業者が最終搬出先の確認主体となるため必要ありません。
- ・ 建設発生土受入れ単価欄中の「－」表示は受入不可です。
- ・ 建設発生土の土質区分は、国土交通省が示す「土質区分基準」（巻末参照）によるものとします。
〔第1種：砂・礫、第2種：砂質土・礫質土、第3種：通常の施工性が確保される粘性土、第4種：粘性土、泥土〕
- ・ **建設発生土を処理施設に搬出する場合は、搬出先事業者に対して、盛土条例で規定する「土砂等発生元証明書」及び「土地の利用状況等の調査結果書（地歴資料を添付）」を提出する必要があります。また、当該土砂に汚染のおそれがある場合は、土壌の分析調査を実施し、その結果を搬出先事業者に提出する必要があります。**
- ・ 一覧表に記載されている内容から変更している場合があるため、**事前に受入れの可否及び受入条件を確認してください。**
- ・ 「表土等加算額」は草根等雑物を除去等する手間等に係る加算額であり、例えば第3種建設発生土の受入額が3,000円/m³で表土等加算額が1,500円/m³であれば、第3種建設発生土の表土の受入額は3,000+1,500=4,500円/m³となります。
- ・ 法令許可等欄は、当該受入地の土地の形質変更に係る関係法令の許可・届出等がなされているものを示しており、表記の内容は次のとおりです。

表記	法令・規則等名	表記	法令・規則等名
盛土条例	静岡県盛土等の規制に関する条例	砂利採取	砂利採取法
土採取条	静岡県土採取等規制条例	農地法	農地法第5条に係る一時転用
宅造規法	宅地造成等規制法	採石法	採石法
林地開発	森林法第10条に係る林地開発	埋立条例	市町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
砂防条例	静岡県砂防指定地管理条例	土地要綱	市町土地利用事業の適正化に関する指導要綱
土対法	土壌汚染対策法		

令和8年度(上期) 建設発生土処理施設一覧表

No.	事業者 連絡先	事業者 住所	施設種類	施設所在地	受入可能量 (m3)	登録 ストップ ヤード	法令許可 等	受入 時間	建設発生土受入れ単価(円/m ³ :地山の状態)										受入条件	
									第1種建設発生土	第2種建設発生土	第3種建設発生土	第4種建設発生土	岩塊・玉石 混り土	軟岩 破砕岩	硬岩 破砕岩	表土等 加算額	泥土	その他 の土	※共通の受入条件等、巻頭の留意事項を必ず確認すること	
土量変化率									1.2	1.2	1.25	1.25	1.2	1.3	1.6	1.2	1	1		
沼津市建設発生土処理施設一覧	1	駿河開発㈱ 055-974-1651	田方郡 函南町軽井沢 213	処分場 (有効利用)	田方郡 函南町軽井沢 255-1	処分地の状況 による	・土提要綱	8:00~ 16:00	7,680	7,680	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・日曜日、弊社規定休日、夜間受入不可 ・受入時間 8:00~16:00(雨天時受入不可) ・高含水建設発生土受入不可 ・受入車両は状況によるので要事前連絡 ・搬入数量、搬入日時、要事前連絡
	2	渡辺ビルドゥーザエ事務所 0545-52-1960	富士市 今泉 2004-4	処分場(最終)	富士市 大淵字追越 1284-1 他1筆		・盛土条例	8:30~ 16:30	10,200	10,200	11,250	-	11,400	-	-	-	-	-	別途協議	・産廃に該当する物質ゴミ等及び流木等の混入がある場合は受け取ることができない ・転石及び岩塊については直径が30cm程度以上の場合は搬入できない(相談応じる) ・河川浚渫土は改良後、標準ダンプトラックに山積み出来、且つその上を人が歩ける程度の改良土にする ・一般道路を通行しても支障のないように改良する(目標強度:qc=200/0.35=571KN/m2) ・盛土法の規定により発生場所証明、又は、土壌の分析をお願いする場合がある ・近隣地域住民との協定条件(搬入時間、経路、落下の防止)等に配慮 ・搬入車両は10tダンプ車以下トレーラー車は受入不可 ・営業日は月曜日~土曜日 ・天候及び処分場の周辺の混雑を避けるため、当社の運搬に限定する場合がある
	3	日建建設㈱ 055-966-9220	沼津市 青野 35-1	処分場(最終)	沼津市 青野西中田 195-1 他5筆	3,011		・盛土条例	8:00~ 16:20	14,400	14,400	15,000	-	-	-	32,400	-	-	-	・整地・整形等により受入ができない場合がある ・大量の搬入はお断りしている ・有害物質・高含水粘性土等を含んだ建設発生土は、お引取りできない ・通常の引取り時間は8:00~16:20とする ・それ以外の時間帯は、事前に相談 ・受入場所の許容量に達すると受入出来なくなる ・新規の受入場所になる場合がある
	4	日建建設㈱ 055-966-9220	沼津市 青野 35-1	処分場(最終)	沼津市 青野西中田 195-1 他5筆	3,011		・盛土条例	夜間	16,200	16,200	16,800	-	-	-	35,400	-	-	-	・整地・整形等により受入ができない場合がある ・大量の搬入はお断りしている ・有害物質・高含水粘性土等を含んだ建設発生土は、お引取りできない ・通常の引取り時間は8:00~16:20とする ・それ以外の時間帯は、事前に相談 ・受入場所の許容量に達すると受入出来なくなる ・新規の受入場所になる場合がある
	5	佐藤興業 0545-37-1777 (測切第1処分場)	富士市大淵 1011	処分場(最終)	富士市 大淵字測切 5395-1 他6筆	25,772		・盛土条例	8:00~ 16:30	9,000	9,000	12,000	14,000	11,500	-	-	-	-	-	・日曜・祝祭日休業 ・ゴミ、草、根等混入したものは受入不可 ・セメント系改良土は建設省技調発第48号による六価クロム溶出試験を要実施 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴等)を求めているが汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・最大粒径制限:300mm程度 ・搬入車輛制限:大型車10t以下 ・1日最大搬入可能量:150m3 ・搬入数量制限があるため搬入3日前までに要連絡 ・運搬の際は自社指定業者に限定 ・搬入内容が事前の取り決めと異なる場合は受入停止 ・住民からの苦情が出たら即受入中止
	6	佐藤興業 0545-37-1777 (測切第2処分場)	富士市大淵 1011	処分場(最終)	富士市 大淵字測切 5846-1	20,000		・盛土条例	8:00~ 16:30	9,000	9,000	12,000	14,000	11,500	-	-	-	-	-	・日曜・祝祭日休業 ・ゴミ、草、根等混入したものは受入不可 ・セメント系改良土は建設省技調発第48号による六価クロム溶出試験を要実施 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴等)を求めているが汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・最大粒径制限:300mm程度 ・搬入車輛制限:大型車10t以下 ・1日最大搬入可能量:150m3 ・搬入数量制限があるため搬入3日前までに要連絡 ・運搬の際は自社指定業者に限定 ・搬入内容が事前の取り決めと異なる場合は受入停止 ・住民からの苦情が出たら即受入中止

令和8年度(上期) 建設発生土処理施設一覧表

No.	事業者 連絡先	事業者 住所	施設種類	施設所在地	受入可能量 (m3)	登録 ステック ヤード	法令許可 等	受入 時間	建設発生土受入れ単価(円/m ³ :地山の状態)										受入条件 ※共通の受入条件等、巻頭の留意事項を必ず確認すること		
									第1種建設発生土	第2種建設発生土	第3種建設発生土	第4種建設発生土	岩塊・玉石 混り土	軟岩 破砕岩	硬岩 破砕岩	表土等 加算額	泥土	その他 の土			
沼津市建設発生土処理施設一覧	7	佐藤興業 0545-37-1777 (笹場処分場)	富士市大淵 1011	処分場(最終)	富士市 大淵字笹場 4746-1他2筆	16,134	/	・盛土条例	8:00~ 16:30	9,000	9,000	12,000	14,000	11,500	-	-	-	-	-	-	・日曜・祝祭日休業 ・ゴミ、草、根等混入したものは受入不可 ・セメント系改良土は建設省技調発第48号による六価クロム溶出試験を要実施 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴等)を求めるが汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・最大粒径制限:300mm程度 ・搬入車輛制限:大型車10t以下 ・1日最大搬入可能量:150m3 ・搬入数量制限があるため搬入3日前までに要連絡 ・運搬の際は自社指定業者に限定 ・搬入内容が事前の取り決めと異なる場合は受入停止 ・住民からの苦情が出たら即受入中止
	8	榎加藤建材 0544-68-2254	富士宮市 万野原新田 2982	処分場(最終)	富士市 大淵字丸火東 1106番 他4筆	17,333	/	・盛土条例	8:00~ 16:00	12,000	12,000	15,600	15,000	15,000	-	-	-	-	別途協議	・産廃に該当する物質ゴミ等及び流木等の混入がある場合は受け取ることができない ・静岡県条例に従い、土壌分析をお願いすることがある ・受入場所の状況のために自社ダンプによる受け入れとなる ・転石及び岩塊については直径が30cm程度以上の場合は搬入できない(相談応じる) ・近隣地域住民との協定条件(搬入時間・経路・落下の防止)等に配慮 ・処分費の価格変更は事前に連絡する ・河川浸漬土は通常は受入れ出来ない、但し事前に改良等の協議の上で検討する ・一般道路を通行しても支障のなく、ダンプトラックに山積み出来、改良する(目標強度:cqc=200/0.35=571KN/m2)	
	9	㈱HIKARI 0544-29-7530	富士宮市 大宮町 12-1	処分場(最終)	富士宮市 粟倉字亀久保 2360-1他	23,000	/	・宅造規法	8:30~ 17:00	5,500	5,500	7,000	-	-	-	-	-	-	-	・分析表が必要になる ・ほぐし土量で受入する ・トレーラーDTの受入はしていない ・ゴミ等の混入物がある場合は引取りできない ・発生元証明書を頂き、確認でき次第受入を行う	
	10	(有)望月建材 055-921-4567	沼津市大淵訪 495-8	処分場(最終)	沼津市 大淵訪字河原 466-5他5筆	5,174	/	・盛土条例	昼間	12,000	12,000	12,500	-	-	-	-	-	-	-	・土砂搬入車両の前面の見やすい位置に【盛土許可種】を掲示すること ・最大積載量3トン以下ダンプトラックで車両で車両1800mm以下の車両に限る ・別紙、搬入経路図以外は通行禁止(地元自治会の要望により決定した) ・地元車両を最優先で通行させる ・アスファルトが舗装されていない部分は粉じん災害が発生する為、最速行(時速5km~10km/h)にて通行する ・浸漬土及び粘性土については、搬入前に十分な脱水をして第3種建設発生土以上の土質(特に含水比に注意)であれば受入れる ・浸漬土は脱水後、ゴミや不純物を取り除き、立会確認を行い判断する。悪臭がある場合は周辺住民の生活環境に配慮し受入不可 ・河川等の浸漬土砂は搬入前に土壌分析調査 ・産業廃棄物等の不純物が混入した土の搬入は不可	

令和8年度(上期) 建設発生土処理施設一覧表

No.	事業者 連絡先	事業者 住所	施設種類	施設所在地	受入可能量 (m3)	登録 ストック ヤード	法令許可 等	受入 時間	建設発生土受入れ単価(円/m ³ :地山の状態)										受入条件	
									第1種建設発生土	第2種建設発生土	第3種建設発生土	第4種建設発生土	岩塊・玉石 混り土	軟岩 破砕岩	硬岩 破砕岩	表土等 加算額	泥土	その他 の土		
土量変化率									1.2	1.2	1.25	1.25	1.2	1.3	1.6	1.2	1	1	※共通の受入条件等、巻頭の留意事項を必ず確認すること	
静岡県建設発生土処理施設一覧	11	関保坂 ホサカヤード1岩殿 0558-62-5533	賀茂郡 南伊豆町 湊 1098-3	処分場(最終) ストックヤード	賀茂郡 南伊豆町岩殿 22-1 15-1 15-2 15-6	5,000	○	・土採取条 ・農地法	(平) 8~17 (夜) 17~22	11,700	11,700	12,200	22,500	13,200	12,700	15,600	7,200	22,000	-	・夜間割増は一律+5,000円。 ・産業廃棄物、ゴミ等雑物混入したものは受入不可 ・セメント系改良土は建設省技調発第48号による六価クロム溶出試験を要実施 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める。 ・搬入土質によっては分別作業が伴うため、土質、数量、運搬車両等の搬入計画を搬入日の2日前までに協議、連絡が必要。 ・河川等の浚渫土砂は、事前に協議が必要
	12	木村土木㈱ 香貫営業所 055-949-1322	伊豆の国市 中 1398-2	ストックヤード	沼津市下香貫 1018-10	-	○	・盛土条例 ・土地要綱	8:00~ 17:00	11,100	11,100	11,600	16,200	11,100	12,000	14,800	-	18,000	-	・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・河川等の浚渫土砂については県盛土条例に基づく土壌分析調査を求める ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壌分析調査必要 ・搬入車両:大型車10t未満 ・岩石(軟岩・硬岩)のみで持込の場合は別途見積。 ・土の単位体積重量を1.6t/m ³ と定め、弊社トラックスケールにて計量するものとする。 ・搬入の際、他県様式の発生元証明書等を求める場合がある。 ・河口付近の忍湖河川や港湾の浚渫土砂については、海水に由来するセレンやフッ素、ホウ素に係る土壌分析調査を求める。
	13	木村土木㈱ 獅子浜営業所 055-949-1322	伊豆の国市 中 1398-2	土質改良プラント	沼津市獅子浜 1-11	-	○	・盛土条例 ・土地要綱	8:00~ 17:00	11,100	11,100	11,600	16,200	11,100	12,000	14,800	-	18,000	-	・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・河川等の浚渫土砂については県盛土条例に基づく土壌分析調査を求める ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壌分析調査必要 ・表土に関しては混合率により変動(受取不可の場合もある) ・価格例:軽度13,200円/m ³ 中度17,700円/m ³ 重度22,200円/m ³ ・土の単位体積重量を1.6t/m ³ と定め、弊社トラックスケールにて計量するものとする。 ・搬入の際、他県様式の発生元証明書等を求める場合がある。 ・河口付近の忍湖河川や港湾の浚渫土砂については、海水に由来するセレンやフッ素、ホウ素に係る土壌分析調査を求める。
	14	三和興産㈱ リサイクルプラント 土砂ストックヤード 0545-32-2545	富士市 依田橋 322-1	ストックヤード	富士市 依田橋 322-1	93.6	○	-	8:30~ 16:30	7,200	7,800	9,370	-	-	-	-	2,400	-	-	・ゴミ、草、根等雑物混入したものは受入不可 ・セメント系改良土は建設省技調発第48号による六価クロム溶出試験を要実施 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壌分析調査必要 ・最大粒径:300mm程度 ・搬入車両:大型車4t以下 ・1日当たり最大搬入可能量:50m ³ (ダンプ20台) ・搬入数量制限があるため、搬入2日前までに要連絡、調整 ・仮置き土砂は、自社松ヶ尾土砂処分場へ、自社10tDtlにて搬出します
	15	丸工砂利販売㈱ 星山事業所 0544-27-2097	富士宮市 沼久保 398	処分場 (有効利用) 土質改良プラント	富士宮市 星山宇西野 422-1 外4筆	500	-	・埋立条例	7:30~ 16:15	11,400	12,600	15,000	18,700	11,400	12,300	15,200	3,600	18,000	-	・土壌汚染対策法に関わる基準を超えるものは受入不可 ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壌分析調査必要 ・泥土は要応談

令和8年度(上期) 建設発生土処理施設一覧表

No.	事業者 連絡先	事業者 住所	施設種類	施設所在地	受入可能量 (m3)	登録 ストップ ヤード	法令許可 等	受入 時間	建設発生土受入れ単価(円/m ³ :地山の状態)								受入条件				
									第1種建設発生土	第2種建設発生土	第3種建設発生土	第4種建設発生土	岩塊・玉石 混り土	軟岩 破砕岩	硬岩 破砕岩	表土等 加算額	泥土	その他 の土	※共通の受入条件等、巻頭の留意事項を必ず確認すること		
土量変化率									1.2	1.2	1.25	1.25	1.2	1.3	1.6	1.2	1	1			
静岡県建設発生土処理施設一覧	14	恵比寿建設(株) 岩殻残土処分場 0558-82-0172	賀茂郡 南伊豆町 石井 2	処分場 (有効利用)	賀茂郡 南伊豆町岩殿 字殿岡113-1 他5筆	4,850	/	・盛土条例 ・農地法	8:00~ 17:00	11,100	11,100	11,600	21,200	11,100	12,000	14,800	7,200	20,000	-	-	・産業廃棄物、ゴミ等雑物混入したものは受入不可 ・草、根の混入については程度により相談 ・セメント系改良土は建設省技調発第48号による六価クロム溶出試験を要実施 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壌分析調査必要 ・最大粒径:300mm程度 ・搬入車両:大型車10t以下 ・搬入日の7日前までに土質、数量、運搬車両、運搬車両1台当たりの積載量等の搬入計画の協議が必要
	15	二葉建設株式会社 船原工場 0558-87-0808	伊豆市 上船原 1260-1	処分場 (最終)	伊豆市 上船原 1260-1	30,000	/	・林地開発 ・採石法	7:30~ 16:10	7,290	7,290	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・ゴミ、草、根等雑物混入したものは受入不可 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)と県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壌分析調査必要 ・最大粒径:100mm程度 ・1日当たり最大搬入可能量:350m ³ ・事前に弊社残土搬入計画書に土壌分析調査を添付して提出。 ・天候により受入れを中止する場合がある
	16	榑佐々木組 冷川残土処分場 0558-83-0199	伊豆市 徳永 361-1	処分場 (有効利用)	伊豆市 冷川 字平石 476-1	32,000	/	・盛土条例 ・農地法 ・土地要綱 ・土対法	8:15~ 16:45	6,240	6,240	6,500	-	-	6,760	8,320	-	-	-	-	・ゴミ、草、根等雑物混入したものは受入不可 ・セメント系改良土は建設省技調発第48号による六価クロム溶出試験を要実施 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・最大粒径:300mm程度 ・1日当たり最大搬入可能量:300m ³ ・河川等の浚渫土は、事前に協議が必要 ・浚渫土は土壌分析調査必須
	17	秋山重機機 落合処分場 090-8322-5748	富士市 中野 1053-7	処分場 (有効利用)	富士市中野字 東落合979-1 他1筆	5,000	/	・盛土条例 ・農地法 ・土採取条 ・土対法	8:00~ 16:30	7,200	8,400	10,000	11,200	8,400	9,100	11,200	2,400	15,000	-	-	・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壌分析調査必要 ・1日当たり最大搬入可能量:120m ³ (ダンプ 20台) ・掘削の進捗状況により受入可能量が変わるので事前打合せが必要 ・掘削の進捗状況により受入可能数量が変わるので事前打ち合わせが必要 ・大雨等悪天候により受入れを中止する場合がある
	18	南A-LINE建設 059-933-7711	沼津市大平 2948-1	処分場 (その他)	裾野市佐野 1317-1	1,500	/	・盛土条例	8:30~ 16:30	10,200	10,200	10,600	13,700	-	-	-	-	-	-	-	・ゴミ、草、根等雑物混入したものは受入不可 ・河川等の浚渫土砂、人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は県盛土条例に基づく土壌分析調査必要 ・河川等の浚渫土砂、第4種建設発生土は事前に協議が必要 ・岩石(軟岩・硬岩)のみで持ち込みの場合は別途見積 ・表土に関しては混合率により変動(受取不可の場合もある) ・最大粒径:300mm程度 ・1日当たり最大搬入可能量:300m ³ (ダンプ40台) ・搬入数量制限があるため搬入1週間前までに要連絡

令和8年度(上期) 建設発生土処理施設一覧表

No.	事業者 連絡先	事業者 住所	施設種類	施設所在地	受入可能量 (m3)	登録 ストック ヤード	法令許可 等	受入 時間	建設発生土受入れ単価(円/m ³ :地山の状態)									受入条件		
									第1種建設発生土	第2種建設発生土	第3種建設発生土	第4種建設発生土	岩塊・玉石 混り土	軟岩 破砕岩	硬岩 破砕岩	表土等 加算額	泥土	その他 の土	※共通の受入条件等、巻頭の留意事項を必ず確認すること	
土量変化率									1.2	1.2	1.25	1.25	1.2	1.3	1.6	1.2	1	1		
静岡県建設発生土処理施設一覧	19	土屋建設㈱ 上白岩残土処分場 0558-76-1288	伊豆の国市 三福 386-1	処分場(最終)	伊豆市上白岩 1871-1	50,000		・盛土条例 ・林地開発 ・土地要綱 ・土対法	8:30~ 17:00	6,240	6,240	6,500	-	6,240	6,760	8,320	-	-	-	・ゴミ、草、根等雑物混入したものは受入不可 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める。 ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壌分析調査必要 ・最大粒径:300mm程度 ・搬入車両:大型車10t以下 ・1日当たり最大搬入可能量:600m ³ ・搬入前に搬入計画書等の書類提出 ・小中学生の下校時細心注意、地元車両優先、徐行運転で走行 ・凍凍土は土壌分析調査必須
	20	倉田商事(株) 夏梅木残土処分場・ 資材置場 055-960-9710	三島市大社町 14-5	処分場(最終)	三島市谷田 夏梅木901-1 外29番	10,000		・盛土条例 ・農地法 ・土地要綱 ・土対法	8:30 ~11:50 13:00 ~16:30	10,300	10,300	10,700	15,000	10,300	11,100	13,700	7,200	-	-	・ゴミ、草、根等雑物混入したものは受入不可 ・悪臭を放たないもの、有害物質を含まないものに限り ・現在一部受入可能であるため、搬入前に要連絡相談 ・1日当たり最大搬入可能量:500m ³ ・草及び根は混入率5%未満のみ受入可
	21	三和興産㈱ 松ヶ尾土砂処分場 0545-32-2545	富士市 依田橋 322-1	処分場(最終)	富士市桑崎 宇松ヶ尾 876-4 他5番	10,000		・盛土条例	8:30~ 16:30	6,600	7,200	8,750	-	-	-	2,400	-	-	-	・ゴミ、草、根等雑物混入したものは受入不可 ・セメント系改良土は建設省技調発第48号による六価クロム溶出試験を要実施 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壌分析調査必要 ・最大粒径:300mm程度 ・搬入車両:大型車10t以下 ・1日当たり最大搬入可能量:200m ³ (ダンプ40台) ・搬入数量制限があるため、搬入5日前までに要連絡、調整 ・運搬の際は自社指定業者に限定
	22	石井・ダイエー 特定共同企業体 岩本建設 残土処分場 0545-62-9520	富士市 水戸島元町 4-10	処分場(最終)	富士市 岩本字一の沢 1668-1地先	40,000		・埋立条例	8:30~ 16:00	6,240	6,240	6,500	-	-	-	-	-	-	-	・第1種・第2種、第3種建設発生土以外の受入は不可 ・産業廃棄物及び雑物を除去すること ・公道を運搬可能な状態で搬入出来ること ・土壌分析調査必要 事前協議をお願いします。 ・最大粒径:300mm以下 ・搬入車両:大型車10t以下 ・1日当たり最大搬入可能量:300m ³ (ダンプ80台)
	23	大伸 大淵土砂処分場 090-5618-4020	-	処分場(最終)	富士市 大淵字岩倉 7875-1	40,000		・埋立条例	8:00~ 16:00	6,000	6,000	-	-	7,200	5,200	6,400	-	-	-	・受入車両は弊社車両及び弊社の指定業者に限る ・受入には必ず事前協議の元、盛土条例に基づいた県指定の書類やその他必要書類を提出すること ・悪天候により受入れ中止とする場合がある ・最大粒径:300mm以下 ・搬入車両:大型車10t以下 ・1日当たり最大搬入可能量:100m ³